

国不建第118号
令和7年12月9日

一般社団法人日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局長

青森県東方沖を震源とする地震に係る災害応急対策等への協力について（要請）

昨日8日、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、道路の陥没や水道管の破損等の被害が確認されています。また、気象庁からは本日2時に「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。

今回の地震発生を受け、国土交通省においては、特定災害対策本部を設置し、災害対応に総力を挙げて取り組んでいるところでありますが、災害応急対策や復旧等に向けては、建設機械、資機材の調達や労働力の確保など、建設業界等の皆様の全面的な協力が不可欠であります。

貴団体におかれましては、後発地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることに注意しつつ、行政機関との緊密な連携を図り、可能な限り被災地域の災害応急対策や復旧等に取り組んでいただきますようお願いいたします。